

## 健康相談実施要領

### (目的)

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律103号）の本旨に基づき、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として千葉市が実施する健康相談業務について必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2 市内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とする。ただし、健康相談の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。

### (実施期間)

第3 健康相談を当該年度の4月1日から3月31日までの期間実施する。

### (種類)

第4 健康相談の種類については、次に掲げるものとする。

- (1) 重点健康相談
- (2) 総合健康相談

### (重点健康相談の重点課題)

第5 重点健康相談の課題は次のとおりとする。

- (1) 高血圧
- (2) 脂質異常症
- (3) 糖尿病
- (4) 歯周疾患
- (5) 骨粗鬆症
- (6) 女性の健康
- (7) 病態別（肥満、心臓病等）

### (重点課題の選定)

第6 重点課題の選定については、地域の実情、重点健康相談の実施体制の状況等を勘案し、毎年、第5条に掲げるもののうちから、重点課題を選定して実施する。

### (重点健康相談の実施方法)

第7 重点健康相談の実施方法については、次のとおりとする。

#### (1) 実施場所

実施場所は、保健所、保健福祉センター、町内会館及び公民館等において実施する。

#### (2) 実施担当者

選定した重点課題に関し、知識経験を有する医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士等を担当者として、健康に関する指導及び助言を行なうこととする。また、必要に応じ血圧測定、検尿等を実施する。

なお、健康相談室等の運営に当たっては、医師及び歯科医師と密接な連携を図る。

### (重点健康相談の実施内容)

第8 重点健康相談は次に掲げる内容により行う。

- (1) 高血圧について、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等。
- (2) 脂質異常症について、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等。

- (3) 糖尿病の進行防止及び糖尿病が引き起こす動脈硬化等の合併症の防止等個人に適した正しい健康管理方法に関する相談指導等。
- (4) 口腔歯肉、歯牙の状態等について行う観察及びそれに基づく相談指導並びに歯垢及び歯石の除去、ブラッシング等について行う相談指導等。  
なお、個人の歯の健康状態に応じて、歯槽膿漏、歯肉炎等歯周疾患の予防及び管理を図る。
- (5) 骨粗鬆症について、個人の食生活、運動その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等。
- (6) 女性専用外来や健診機関の案内、女性の健康づくりについて、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等。
- (7) 肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等（(1)から(5)に掲げるものを除く。）

(総合健康相談の実施方法)

第9 総合健康相談は、対象者の心身の健康に関する一般的な事項について、総合的な指導・助言を行うことを主な内容とし、重点健康相談と同様の方法により実施する。

(相談内容等の記録及び保存)

第10 健康相談の担当者は、事後の指導助言に役立てるために、相談の内容及び指導、助言の内容等を記録して保存する。

(評価)

第11 健康相談を受けた者の人数、年齢、相談内容等を分析し、実施方法等の改善に努める。

(実施に当たっての留意事項)

第12 健康相談を実施するに当たっては、健康教育、特定健康診査、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業等の保健事業や、精神保健福祉相談等の事業と連携を保ちながら実施する。さらに、専門スタッフの確保に努め、食生活改善推進員、社会福祉協議会、老人クラブ等各方面の関係者の協力を得て、相談内容の多様化に対応できるよう配慮する。

(規定外事項)

第13 その要領に定めるもののほか、健康相談の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。